

岩見沢市へき地保育所条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

美流渡保育所なかよし園は令和4年度に入所児童数が6人を下回り、令和5年度には入所児童がいなかったことから休所となっている。岩見沢市公共施設再編基本計画において、2年連続で入所児童が6人を下回った場合には廃止を基本原則としていることを受け、地元町会等と協議・説明を行い、廃止について理解を得られたことから、同園を廃止する。

第2 改正の内容

別表栗沢の項を削る。

第3 施行期日

令和6年4月1日

岩見沢市条例第 7 号

岩見沢市へき地保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 1 8 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市へき地保育所条例の一部を改正する条例

岩見沢市へき地保育所条例（平成 1 7 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表栗沢の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。